

意見聴取等の進め方

平成25年9月25日

国土交通省 関東地方整備局

意見聴取等の進め方

■意見聴取等の進め方

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に示されている検討結果の報告書(素案)(以下「報告書(素案)」という。)を作成し、パブリックコメント・意見聴取を行う予定。

1. パブリックコメントの実施について(案)

(1) 意見募集対象

霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)における検討を踏まえ、「検証要領細目」に示されている検討結果の報告書(素案)を作成し、パブリックコメントを行う予定。

2. 意見聴取の実施について(案)

(1) 意見募集対象

報告書(素案)を作成し、関係者の意見を聴く予定。

(2) 意見を聴く者と意見聴取方法

① 学識経験を有する者

各専門分野の学識経験者の意見を聴く予定。

② 関係住民

意見を有する関係住民を募集し意見を聴く予定。

③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、霞ヶ浦導水事業に関係する知事の意見を聴く予定。

④ 関係利水者

霞ヶ浦導水事業に関係する利水参画者の意見を聴く予定。